

# 福島県広域火葬計画

## 第1 総則

### 1 目的

この計画は、福島県地域防災計画に基づき、災害等発生時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定により火葬場の経営許可を受けた者をいう。以下同じ。）が行うべき基本的事項を定める。

### 2 定義

- (1) この計画において、「災害等」とは、大規模災害、我が国に対する外部からの武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行をいう。
- (2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。
- (3) この計画において、「協力道県」とは、本県と「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」を締結している北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県をいう。
- (4) この計画において、「他の都府県」とは、本県及び協力道県以外の都府県をいう。

### 3 基本方針

- (1) 災害等の発生時、災害対策基本法第76条の規定に基づき交通の規制が行われること等により、遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となることが想定されることから、県、市町村及び火葬場設置者は、迅速かつ円滑な火葬を行うため、火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行うなど、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。
- (2) 県、市町村及び火葬場設置者は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動し、被災市町村における公衆衛生の確保、遺族等の精神的安寧を図るものとする。

### 4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、広域火葬に関する情報を一元的に管理し、市町村、火葬場設置者、協力道県への情報提供や調整を行うとともに、必要に応じて他の都府県及び国との調整を図る等、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う等、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え、積極的に

対応するものとする。

## 第2 平常時の対応

### 1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は次の事項を定期的に調査し、市町村、火葬場設置者及び協力道県と情報を共有するものとする。

- (1) 県内及び協力道県の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の形式、使用燃料、周辺交通事情、その他必要な事項
- (2) 市町村、火葬場設置者及び協力道県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先、その他必要な事項

### 2 広域火葬等実施組織の整備

- (1) 市町村は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制、情報伝達方法、その他必要事項について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時の火葬実施体制、情報伝達方法、その他必要な事項について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、組織整備にあたって、市町村及び火葬場設置者に必要な助言を行うものとする。

### 3 資機材等の調達

- (1) 市町村は、次の事項の調達方法等についてあらかじめ検討するものとする。  
また、必要に応じて、県が締結している応援協定とは別に、市町村独自に関係団体との協定を締結する等の対策をとるものとする。
  - ア 遺体安置所
  - イ 骨つぼ、棺及び遺体保存剤
  - ウ 作業要員
  - エ 火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路
  - オ その他必要事項
- (2) 火葬場設置者は、火葬に必要な燃料、資機材及び火葬要員の確保についてあらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
- (3) 県は、遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

### 4 緊急通行車両の事前届出

県は、協定を締結した葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体が保有する車両のうち、災害時において遺体及び資機材の搬送に使用を予定している車両について、緊急通行車両として県公安委員会に事前に届け出るよう努めるものとする。

## 5 情報伝達等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び協力道県間の広域火葬を円滑に実施するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

## 6 広域火葬の訓練等

- (1) 県は、市町村等関係者に対する広域火葬計画の周知を図るものとする。
- (2) 県は、市町村、火葬場設置者等と連携して広域火葬訓練を適宜行うものとする。

# 第3 災害等発生時の対応

## 1 広域火葬実施体制

県は、市町村等から広域火葬の要請があった場合又は広域火葬が必要であると判断した場合、保健福祉部食品生活衛生課（災害対策基本法に基づき県災害対策本部が設置された場合は、同本部健康衛生班）に広域火葬のための窓口を設置し、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、迅速で的確な広域火葬を推進するものとする。

## 2 被災状況等の把握

- (1) 県は、被災状況を把握するため、必要に応じて、区域内の死者数について被災市町村に照会するものとする。
- (2) 県は、受入体制を把握するため、必要に応じて、以下の内容について火葬場設置者に照会するものとする。
  - ア 火葬場の被災状況
  - イ 火葬要員の安否及び出動可能性
  - ウ 火葬場の火葬能力
- (3) 被災市町村及び火葬場設置者は、災害発生後、(1)又は(2)に規定する内容の把握に努めるとともに、県に報告するものとする。

## 3 広域火葬の応援要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの応援要請又は自らの判断により、市町村、火葬場設置者、協力道県又は応援協定を締結している関係事業者若しくは関係団体に対し、広域火葬の応援を依頼するとともに、その旨を厚生労働省に報告するものとする。
- (3) 県は、県内の火葬場及び協力道県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、他の都府県への応援要請を行うものとする。
- (4) 県、市町村及び火葬場設置者は、県内又は他の都道府県で災害等が発生した場合は、広域火葬について自らの判断又は被災市町村、都道府県からの応援要請により、応援体制を整え積極的にこれに対応するものとする。

#### 4 火葬場の割り振り調整

- (1) 県は、火葬場の割り振りについて、次の事項を実施するものとする。
  - ア 市町村、火葬場設置者、協力道県及び他の都府県の広域火葬の応援状況を整理する。
  - イ 被災市町村からの要請、火葬場の状況に応じて、随時火葬場の割り振りを行い、その都度調整結果について、関係機関に通知する。
- (2) 被災市町村は、県からの通知に基づき、次の事項を実施するものとする。
  - ア 遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について、県の調整結果を踏まえ、遺族に広域火葬の調整結果を伝える。
  - イ 広域火葬の対象となる遺体については、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていること、当該火葬場までの搬送が交通規制等のために困難であること等を遺族に対して事前に説明し、(1)で割り振りした火葬場に直接遺体を搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

#### 5 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 火葬場設置者は、火葬場の職員が被災したことにより火葬場が稼働できない場合は、必要に応じて県に対し火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、県内の被災していない市町村、火葬場設置者又は協力道県に対し、火葬要員の派遣について要請するものとする。
- (3) 県は、県内及び協力道県だけでは火葬要員の確保が困難であると判断した場合は、他の都府県への応援要請を依頼するものとする。

#### 6 遺体保存対策

- (1) 被災市町村は、火葬の実施までに時間を要する場合は、遺体数に応じた十分な遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保等、遺体の保存について必要な措置を講じるものとする。

なお、交通規制が行われている場合、遺体保存のための資機材の搬入は県公安委員会の確認を受けた緊急通行車両により行うものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体の保存のために必要な資機材、搬送手段を確保できない場合は、県にそれらの手配を要請するものとする。
- (3) 県は、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保等について、被災市町村から支援要請があったときは、応援協定を締結している関係事業者又は関係団体に手配を依頼するものとする。
- (4) 県は、県内で対応できないと判断した場合は、協力道県にその手配を要請するものとする。

#### 7 遺体搬送手段の確保

- (1) 被災市町村は、遺体安置所等から火葬場までの搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うよう努めるものとする。

なお、交通規制が行われている場合、火葬場までの遺体搬送は県公安委員会の確

認を受けた緊急通行車両により行うものとする。

- (2) 被災市町村は、遺体搬送手段が十分に確保できない場合は、県に対し手配を要請するものとする。
- (3) 県は、被災市町村から(2)に基づく要請があった場合は、応援協定を締結している関係事業者又は関係団体へ協力を依頼するものとする。

#### 8 市町村相談窓口の設置

- (1) 被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、住民に対し広域火葬に係る情報提供を行うものとする。
- (2) 被災市町村は、広域火葬の実施に伴い、遺族による火葬場への火葬依頼や遺体搬送等を制限していることを、遺族の感情に十分配慮したうえで説明するよう努めるものとする。

#### 9 災害等以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

#### 10 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、区域内の火葬実績及び被災市町村から搬入した広域火葬実績を、災害による遺体とその他の原因による遺体とに区分して県に日報として報告するものとする。
- (2) 県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

#### 11 火葬許可の特例的取扱

市町村及び火葬場設置者は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。

#### 12 一時的な埋葬に係る取扱

- (1) 被災市町村は、広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができるものとする。
- (2) 被災市町村は、(1)により一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するものとする。
- (3) 被災市町村は、一時的な埋葬を行おうとするときは、当該埋葬を行う土地について、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により許可を取得しなければならない。
- (4) 一時的な埋葬を行った遺体の改葬(火葬)については、広域火葬の対象とする。

#### 13 引き取り者のない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のいない焼骨を火葬場から引き取り、遺骨保管所等に保管するものとする。

#### 14 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、県にその旨を連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの連絡があったとき又は火葬状況報告から判断し広域火葬の終了が適当と認めるときは、広域火葬を終了し、関係市町村、火葬場設置者及び協力道県等に通知するものとする。

### 第4 他の協定等との関係

- 1 この計画の実施に当たっては、県で締結する「災害時における応援協定」の締結団体の協力を得て行うものとする。
- 2 この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村、火葬場設置者又は関係事業者若しくは関係団体と締結している災害発生時の協定その他の契約等に基づく火葬等の応援・協力の実施を妨げるものではない。

#### 附則

この計画は、令和5年3月17日から適用する。